



三重県公報

平成13年2月9日(金)

第1239号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則……………(雇用支援課) 1

告 示

- 平成13年第1回三重県議会定例会の招集……………(予算調整課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧……………(砂防課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(下水道課) 2

選管告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正後の収支の要旨の公表……………(選挙管理委員会) 3
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出……………(同) 6
- 政治団体の平成11年中の収支に関する報告書の要旨の公表……………(同) 6
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出……………(同) 7
- 政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨の公表……………(同) 7
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び異動の届出……………(同) 9

監査委員公表

- 監査結果の公表……………(監査委員) 9

公 告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………(税務政策課) 14
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧……………(生活課) 14
- 特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨……………(同) 14
- 収去した飼料の試験結果の概要の公表……………(農芸畜産振興課) 15
- 換地計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧……………(農業基盤整備課) 15
- 開発行為に関する工事の完了……………(都市計画課) 16

特定調達公告

- 一般競争入札を行う旨……………(医療政策課) 16

お知らせ

- 一般競争入札を行う旨……………(管財営繕課) 18

規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則を、ここに公布します。

平成十三年二月九日

三重県知事 北 川 正 恭

三重県規則第十四号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則(昭和二十九年三重県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「二万三千九百円」を「二万四千五百円」に、「二万四千九百円」を「二万五千五百円」に、「二十五分の一」を「二十一分の一」に、「二十五円」を「二十円」に改め、同項第二号中「九百五十円」を「九百六十円」に、「九百九十円」を「十円」に改める。

附 則

この縣政に於ける公衆の福利に關し、公布後の第十條條に「縣の縣政に於ける公衆の福利に關し」とある。

告 示

三重県告示第46号

平成13年第1回三重県議会定例会を次のとおり招集します。

平成13年2月9日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 期 日 平成13年2月19日
- 2 場 所 三重県議会議事堂

三重県告示第47号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部砂防課、南勢志摩県民局志摩建設部及び鳥羽市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。

平成13年2月9日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
答志(4)地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
鳥羽市答志町字中ノ世古、字東ノ世古、字上ノ鴻及び字寺浜
- 3 区域の土地の表示
鳥羽市答志町字中ノ世古203、字東ノ世古374、375及び376、字上ノ鴻377、378 - 1、378 - 2、379、380、381、381 - 1、381 - 2、382、383、384、384 - 1、384 - 2、384 - 3、384 - 4の一部、384 - 5、384 - 6、384 - 7、384 - 8、384 - 9、384 - 10の一部、384 - 11の一部、384 - 12、384 - 13、384 - 14、385、386 - 1、386 - 2、386 - 3及び386 - 4並びに字寺浜395 - 1、395 - 2、395 - 3の一部、395 - 4の一部、395 - 6の一部、396、397の一部及び397 - 1の一部の土地並びにこれらに介在する国有地

三重県告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可します。

平成13年2月9日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 施行者の名称
久居市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画下水道事業
中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）関連久居市公共下水道
- 3 事業施行の期間
昭和49年3月26日から平成16年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和49年三重県告示第201号、昭和54年三重県告示第155号、昭和58年三重県告示第525号、昭和63年三重県告示第173号、平成2年三重県告示第472号、平成4年三重県告示第584号、平成7年三重県告示第405号及び平成11年三重県告示第453号の事業地に、久居市戸木町字池尻及び字多度を加え、野村町字北小膳田から桜が丘町までの区間内、桜が丘町から野村町字池尻までの区間内、戸木町字敏太、字北興及び字若山、明神

町字風早及び字津ノ京、野口町字野新畑並びに井戸山町字野新畑、字大口、字奥ノ谷、字大口山、字大口新開、字東興及び字東畑において事業地を変更する。

選管告示

三重県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定による、平成12年6月25日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、改正後の収支の要旨を次のとおり公表します。

平成13年2月9日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成12年6月25日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第4区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,663,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岸田賢剛	候補者届出政党	民主党	期間	平成12年5月1日から 平成12年7月4日まで	第1回分
出納責任者氏名	河内孝治					

収入				支出	
主たる寄附				人件費	2,013,900円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費	1,834,240
民主党三重県総支部連合会		0円		選挙事務所費	1,831,240
民主党		10,000,000	【5,800,000】	集会会場費	3,000
		【5,000,000】		通信費	274,047
深見弘子	無職	56,000		交通費	9,850
中村元昭	会社員	80,000		印刷費	3,465,465
葛西みさ恵	会社員	80,000			(内公費負担に係る経費 1,858,846)
南崎裕紀	会社員	80,000		広告費	3,086,820
白藤秀人	会社員	72,000			(内公費負担に係る経費 546,235)
小林寛司	会社員	56,000		文具費	450,754
山中昭久	会社員	56,000		食糧費	195,665
中野隆弘	会社員	24,000		休泊費	
堤和夫	会社員	24,000		雑費	712,907
一之木章	会社員	24,000			
その他の寄附 件					
その他の収入					
今回計				今回計	12,043,648
				前回計	
前回計				総計	12,043,648
総計					

・公費負担に係る経費（2,405,081円）については、支出にのみ計上されています。
 ・【 】内の金額は、訂正前の収支報告書に計上されていた金額です。

報告書受理年月日	平成12年7月10日	第1回報告分
訂正年月日	平成13年1月11日	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成12年6月25日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（三重県第4区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 22,663,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岸 田 賢 剛	候補者 届出政党	民 主 党	期間	平成12年7月5日から 平成12年8月8日まで	第 2 回分
出納責任者 氏 名	河 内 孝 治					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	円
			家 屋 費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通 信 費	34,273
			交 通 費	
			印 刷 費	
			広 告 費	
			文 具 費	
			食 糧 費	
			休 泊 費	
			雑 費	2,310
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計			今 回 計	36,583
前 回 計		11,552,000	前 回 計	12,043,648
		【12,352,000】		
総 計		11,552,000	総 計	12,080,231
		【12,352,000】		

・公費負担に係る経費（2,405,081円）については、支出にのみ計上されています。

・【 】内の金額は、訂正前の収支報告書に計上されていた金額です。

報告書受理年月日	平成12年8月10日	第2回報告分
訂正年月日	平成13年1月11日	

三重県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条の規定による政治団体の届出がありました。
平成13年2月9日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党川越町支部	川村康治	安藤邦晃	三重郡川越町高松192-2	政党
自由民主党長島町支部	堀良二	伊藤岸男	桑名郡長島町大字又木158	政党
自由民主党北勢町支部	川瀬宗雄	近藤之孝	員弁郡北勢町田辺1381-1	政党
太田勲後援会	太田勲	柳川友則	三重郡川越町豊田一色18	
小川益司後援会	西口範一	大森史郎	安芸郡河芸町千里ヶ丘31-13	
後藤輝人後援会	谷口進	谷口光順	安芸郡河芸町大字東千里110	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	異動事項	新	旧	備考
公明党三重第一総支部	主たる事務所の所在地	名張市桜ヶ丘3088-126	津市白塚町1182-47	政党
公明党三重第一総支部	代表者	辻村文夫	竹沢陽一	政党
公明党三重第一総支部	会計責任者	藤島幸子	辻村文夫	政党
自由民主党桑名市支部	主たる事務所の所在地	桑名市大字江場3-118-26	桑名市きぼうが丘2-1200-192	政党
自由民主党桑名市支部	代表者	山下三男	水谷好雄	政党
井上哲夫後援会	主たる事務所の所在地	四日市市鶴の森1-15-9	四日市市中部7-5	
きらく会	主たる事務所の所在地	員弁郡大安町中央ヶ丘1-2971-346	員弁郡大安町石樽東2971-346	
きらく会	会計責任者	吉川利雄	大橋力雄	
袖川光孝後援会	会計責任者	山口嘉一	坂本安司	
寺本克麿後援会	代表者	寺本克之	寺本正雄	
みえ政経フォーラム	主たる事務所の所在地	四日市市日永西4-11-22	四日市市日永5-11-5	
宮崎ひろし後援会	会計責任者	中川武士	堀江 税	
四日市未来フォーラム	主たる事務所の所在地	四日市市鶴の森1-15-9	四日市市中部7-5	
Y Y ウェーブ21	主たる事務所の所在地	四日市市鶴の森1-15-9	四日市市中部7-5	

三重県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条の規定による政治団体の平成11年中の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成13年2月9日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

増田ひろし後援会

報告年月日 平成13年1月10日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円
3 翌年への繰越額	0円

三重県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出がありました。

平成13年2月9日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

政治団体の名称	解散年月日	備 考
自由民主党三重県参議院選挙区第二支部	平成12年12月18日	政党
川島幸雄後援会	平成12年12月28日	
小林英一をはげます会	平成12年12月30日	
佐々木けいじ後援会	平成12年12月25日	
はしづめ貴子後援会	平成12年12月31日	
増田ひろし後援会	平成12年5月1日	

三重県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成13年2月9日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

自由民主党三重県参議院選挙区第二支部

報告年月日 平成12年12月19日

1 収入総額	37,739,899円
前年繰越額	7,365,661円
本年收入額	30,374,238円
2 支出総額	37,739,899円
3 差引額	0円
4 収入の内訳	
寄附	19,373,107円
個人分	2,523,107円
団体分	15,050,000円
政治団体分	1,800,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	11,000,000円
自由民主党本部	11,000,000円
その他の収入	1,131円
1件10万円未満のもの	1,131円
5 支出の内訳	
経常経費	5,812,894円
人件費	5,314,567円
備品・消耗品費	485,622円
事務所費	12,705円
政治活動費	31,927,005円
組織活動費	5,271,235円
機関紙誌の発行その他の事業費	14,781,742円
機関紙誌の発行事業費	6,304,462円
宣伝事業費	8,477,280円
調査研究費	910円
寄附・交付金	11,873,118円
うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	7,500,000円
6 寄附の内訳	

(個人分)		
橋爪 貴子	2,523,107円	津市
(団体分)		
チヨダウーテ株式会社	15,000,000円	四日市市
社会法人三重県薬種商協会	50,000円	津市
(政治団体分)		
三重県歯科医師連盟	500,000円	津市
水産政治連盟	100,000円	津市
全国商工政治連盟	100,000円	東京都港区
三重県ビルメンテナンス政治連盟	100,000円	津市
新政治問題研究会	1,000,000円	東京都千代田区

川島幸雄後援会

報告年月日 平成12年12月28日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

小林英一をはげます会

報告年月日 平成13年1月11日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

佐々木けいじ後援会

報告年月日 平成12年12月25日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

はしづめ貴子後援会

報告年月日 平成13年1月12日

1 収入総額	25,074,379円
前年繰越額	0円
本年收入額	25,074,379円
2 支出総額	25,074,379円
3 差引額	0円
4 本年收入の内訳	
寄附	25,073,107円
個人分	50,000円
政治団体分	25,023,107円
その他の収入	1,272円
1件10万円未満のもの	1,272円
5 支出の内訳	
経常経費	13,780,805円
人件費	3,150,100円

光熱水費	1,123,277円	
備品・消耗品費	806,134円	
事務所費	8,701,294円	
政治活動費	11,293,574円	
組織活動費	7,421,993円	
機関紙誌の発行その他の事業費	2,458,295円	
宣伝事業費	2,458,295円	
寄附・交付金	1,413,286円	
6 寄附の内訳		
(個人分)		
その他	50,000円	
(政治団体分)		
自由民主党三重県支部連合会	22,500,000円	津市
自由民主党三重県参議院選挙区第二支部	2,523,107円	津市

増田ひろし後援会

報告年月日 平成13年1月10日

1 収入総額	0円
前年繰越額	0円
本年收入額	0円
2 支出総額	0円
3 差引額	0円

三重県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第3項の規定による資金管理団体の異動の届出がありました。

平成13年2月9日

三重県選挙管理委員会委員長 田 中 克 己

1 資金管理団体の指定

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
太田 勲	町 長	太田 勲 後 援 会	三重郡川越町豊田一色18	太田 勲

2 資金管理団体の異動

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	備考
井上 哲夫	四日市未来フォーラム	主たる事務所の所在地	四日市市鵜の森1 - 15 - 9	四日市市中部7 - 5	
田中 俊行	みえ政経フォーラム	主たる事務所の所在地	四日市市日永西4 - 11 - 22	四日市市日永5 - 11 - 5	

監査委員公表

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく、大橋剛氏の請求に係る監査を次のとおり執行しましたので、同条第3項の規定によりその結果を公表します。

平成13年2月9日

三重県監査委員	恒	藤	則	行
	同	島	本	暢
	同	川	端	治
			夫	夫

第1 監査の請求

平成12年12月14日

三重県監査委員 様

請求人

住所 三重県津市渋見町630番地105

氏名 大橋 剛

三重県職員等措置請求書

請求の要旨

- 1 三重県津地方県民局下水道部は平成11年5月13日、三重県環境保全事業団と中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター環境調査委託について契約をした。
- 2 同部職員及び検査員は上記調査が仕様書通りに行われなければならないにもかかわらず、特に昆虫類の調査と環境影響評価において十分な監督と検査を行わずに、仕様書と異なる不完全な成果品（事後調査報告書）について委託業務完成認定書を交付した。
- 3 このため上記浄化センター建設計画に係る三重県環境影響評価委員会小委員会は十分な検討を行うことが出来ず、関係住民に不信を抱かせ、さらに精密な調査と環境影響評価をさせることになった。
- 4 上記のように、関係県職員及び三重県環境保全事業団は契約書の仕様書と異なる不良成果品を納入させ、三重県に損害を与えたので、その損害を補填させるよう請求する。

第2 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

平成13年1月9日、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

第4 監査の実施

平成12年12月22日及び平成13年1月17日に三重県県土整備部下水道課及び三重県津地方県民局下水道部の監査を実施し、同月12日に前記課部及び三重県総務局の関係者から事情聴取を行った。

第5 関係人等の調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき平成13年1月16日及び同月18日に財団法人三重県環境保全事業団の調査を、同月16日に三重県環境部環境政策課の調査を実施した。

第6 監査委員の退任

小川益司監査委員は、平成13年1月10日退任した。

第7 監査の結果

上記の住民監査請求について、監査した結果を次のとおり請求人あて通知した。

監査第229号

平成13年2月9日

大橋 剛 様

三重県監査委員	恒	藤	則	行
同	島	本	暢	夫
同	川	端	治	夫

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成12年12月14日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

記

第1 監査等の実施

1 監査請求の趣旨

三重県職員等措置請求書及び事実証明書に記載されている事項並びに請求人の陳述内容を勘案して、監査請求の趣旨を次のとおりと解した。

- (1) 三重県津地方県民局下水道部（以下「津下水道部」という。）が財団法人三重県環境保全事業団（以下「環境保全事業団」という。）と契約の締結をした平成11年度中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター環境調査委託契約（以下「本件委託契約」という。）の仕様書にはヤマトバッタ、カワラハンミョウ等を確認した場合は確認地点及び確認個体数を記録することとなっているのに、本件委託契約の成果品である「中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）浄化センター設置に伴う工事着手前の特筆すべき動物の事後調査報告書」（以下「平成11年度報告書」という。）にはヤマトバッタ、カワラハンミョウ

及びヒロバネカントンの3種の昆虫類(以下「本件昆虫類」という。)につき生息域及び生息密度が示されているのみで、確認地点及び確認個体数の記録がなく、仕様書どおりの契約履行がされていない。

- (2) 本件昆虫類に関して平成11年度報告書に「10～30個体/約500㎡」との生息密度が示されているが、当該生息密度は観察誤差が3倍もあり、また、本件委託契約においてはカワラハンミョウの幼虫調査が行われておらず、調査が杜撰である。
- (3) このように本件委託契約の履行については十分な監督と検査が行われずに、仕様書と異なる不完全な成果品(平成11年度報告書)に対して委託業務完成認定書を交付している。
- (4) そして、「中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)の浄化センターの事後調査の結果を踏まえた環境影響評価検討書(案)」(以下「検討書案」という。)が上記のような不完全な報告書に基づき作成されていたため、三重県環境影響評価委員会小委員会は、検討書案に係る指摘事項において昆虫類、特に中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)の浄化センター(以下「志登茂川浄化センター」という。)建設により大きな影響を受けることになるカワラハンミョウについて全く触れることができなかった。
- (5) そのため、津下水道部は平成12年度中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)志登茂川浄化センター環境事後調査業務委託契約(以下「平成12年度委託契約」という。)において、本件委託契約の履行を補完するために、より精密な調査と環境影響評価を実施することになった。
- (6) 以上のように、監督員、検査員、担当課長等関係三重県職員が十分な監督・検査を行わなかったために本件委託契約の仕様書と異なる不良な成果品が納入され、平成12年度委託契約においてより精密な調査と環境影響評価を行うこととなって、三重県(以下「県」という。)に損害を与えたのであるから、その損害を関係県職員及び環境保全事業団に補填させるよう請求する。

2 監査対象事項

以上のことから、監査対象事項については、(1)関係県職員が十分な監督・検査を行わず本件昆虫類の確認地点、確認個体数が記録されていないなど本件委託契約は仕様書どおりに履行されていないのであって、本件委託契約による委託料の支出は違法若しくは不当な公金の支出に該当するか、及び(2)本件委託契約は仕様書どおりに履行されておらず平成12年度委託契約は当該履行を補完するために行われたものであって、平成12年度委託契約による委託料の支出は違法若しくは不当な公金の支出に該当するかとした。

3 監査対象課所

平成12年12月22日及び平成13年1月17日に県土整備部下水道課及び津下水道部の監査を実施し、同月12日に前記課部及び県総務局の関係者から事情聴取を行った。

4 関係人等の調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき平成13年1月16日及び同月18日に環境保全事業団の調査を、同月16日に県環境部環境政策課の調査を実施した。

第2 事実関係の調査

1 本件委託契約の概要

本件委託契約の入札は、「自然のレッドデータブック・三重」(三重自然誌の会編・著1995)等に掲載されている特筆すべき動植物についての調査を委託内容として、平成11年5月12日に環境保全事業団他4社が参加して実施された。その結果、環境保全事業団が落札し、平成11年5月13日付け契約金額3,202,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)で契約の締結が行われた。その後、植物については、津下水道部が別途発注した委託契約において調査することとなったため、本件委託契約の委託内容は特筆すべき動物についての調査となり、契約金額も2,630,250円(消費税及び地方消費税の額を含む。)に変更された。

平成11年5月～同年10月に現地調査が行われ、平成12年1月付けで本件委託契約の成果品である平成11年度報告書が作成された。

そして、平成12年1月28日に県総務局の検査員による検査が行われて委託業務の完成が確認され、同年2月9日に委託料2,630,250円が支払われた。

2 本件委託契約による調査の趣旨、調査対象種等

本件委託契約による調査の趣旨、調査対象種、調査方法及び報告書については、本件委託契約の仕様書で次のとおりとなっている。

(1) 調査の趣旨

本件委託契約による調査について、「中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)の環境影響評価書に係る環境保全のための事後調査である。」としている。

(2) 調査対象種

昆虫類は、ハマベゾウムシ、ウミコオロギ、ハマスズ、カワラハンミョウ、オオヒョウタンゴミムシ及びヤマトバツタの6種が調査対象種となっている。

(3) 調査方法

昆虫類の調査方法については、調査対象種である昆虫類が確認された場合は、「確認地点、確認個体数、確認状況（環境等）を記録し、また、写真撮影を行う。」ことが記載されている。

(4) 報告書

分析結果を取りまとめ20部作成することとなっている。

3 本件昆虫類の調査

本件委託契約による本件昆虫類についての現地調査は、平成11年8月11日～同月12日に環境保全事業団の職員1名及び研究員2名により行われた。

最初に本件昆虫類等の生息に適した環境である海浜部分を中心にして仕様書に示された調査場所の全域（宅地等を除く。）につき、任意に採集確認調査を実施した。任意採集確認調査において本件昆虫類3種の個体を発見したため、これら3種が確認された地域を当該調査時に図面に記録した。

そして、本件昆虫類それぞれの確認地域内においてラインセンサスを実施した。ラインセンサスの実施状況は、次のとおりである。

ア ヤマトバツタ

調査ラインは1本で長さ1,400m、幅5mであった。

実施方法は、調査に当たる3人がライン幅である5mの線上に等間隔に並び、ゆっくりと歩きながら目視により個体を確認した。そして、調査ライン100m毎に確認個体数を現地調査野帳に記録した。確認個体数は、調査ラインの北から順に6個体、5個体、5個体、7個体、6個体、7個体、12個体、17個体、11個体、15個体、23個体、16個体、13個体及び6個体の合計149個体であった。

これら確認個体数は、調査ラインのうち北側600mの部分が「5～10個体/約500㎡」、その南側700mの部分が「10～30個体/約500㎡」、最も南側100mの部分が「5～10個体/約500㎡」となっており、平成11年度報告書の「図3-4」に示された確認個体数の密度に合致している。

イ カワラハンミョウ

調査ラインは1本で長さ600m、幅5mであった。

実施方法はヤマトバツタと同じであり、調査ライン100m毎に確認個体数を現地調査野帳に記録した。確認個体数は、調査ラインの北から順に13個体、21個体、11個体、10個体、15個体及び12個体の合計82個体であった。

これら確認個体数は、いずれも「10～30個体/約500㎡」となっており、平成11年度報告書の「図3-5」に示された確認個体数の密度に合致している。

ウ ヒロバネカント

調査ラインは3本に分かれており、調査ラインの長さは北側のラインが200m、中央のラインが100m、南側のラインが400mで、ライン幅はいずれも5mであった。

実施方法は、捕虫網を振って採集し（スーピング法）、採集された個体数を確認して、調査ライン100m毎に確認個体数を現地調査野帳に記録した。確認個体数は、北側の調査ラインについては北から順に11個体、16個体、中央の調査ラインは12個体、南側の調査ラインについては北から順に11個体、17個体、13個体及び12個体で合計92個体であった。

これら確認個体数は、いずれも「10～30個体/約500㎡」となっており、平成11年度報告書の「図3-7」に示された確認個体数の密度に合致している。

なお、平成11年8月11日～同月12日の調査時にライトトラップ及びベイトトラップによる調査も行われたが、これら調査においては本件昆虫類は確認されなかった。

4 検討書案

志登茂川浄化センターの設置について県は、県の「環境影響評価の実施に関する指導要綱」（昭和54年4月1日施行、平成6年6月1日改正要綱施行）に従い調査、環境影響評価準備書の公表、住民からの意見書の提出等の手続きを行い、平成8年7月付けの「中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の浄化センター設置に伴う環境影響評価書」（以下「評価書」という。）を作成した。

しかし、その後、放流渠の位置の変更、工用仮設道路の位置変更等の事業計画の変更を行ったため、津下水道部はこれら変更に伴う環境影響評価の再検討を行い、その結果を取りまとめ検討書案を作成し、平成12年3月7日付けで県環境部長に提出した。

県環境部は、同月16日付けで県環境影響評価委員会に対し検討書案についての意見を求めた。検討書案に係る同委員会小委員会が2回開催され平成12年5月26日付けで県環境影響評価委員会からの答申が出されたが、当該小委員会の指摘事項及び当該答申においては昆虫類に直接言及した指摘事項あるいは意見は無かった。

5 工事着手前の事後調査

評価書の中の事後調査計画において、環境保全のため事後調査を実施し調査結果を年度毎に取りまとめる等となっている。同計画の中でカワラハンミョウ等の海浜昆虫類について工事着手前の事後調査を行うこととなっており、当該調査は平成8年度から行われている。

6 平成12年度委託契約

平成12年度委託契約は、平成12年6月16日に入札が行われ環境保全事業団が落札し、平成12年6月19日付け契約金額3,727,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）で契約が締結された。委託内容は特筆すべき動植物についての調査であり、調査の趣旨は仕様書に「評価書に係る環境保全のための工事着手前の事後調査である。」と載っており、本件昆虫類等の調査方法については、生息が確認された場合、確認個体数、生息密度等を記録することとなっている。

その後、委託内容にカワラハンミョウの幼虫調査を追加する等の契約変更が行われ、契約金額及び履行期限も変更されている（変更後契約金額5,419,050円（消費税及び地方消費税の額を含む。）、変更後期限平成13年3月21日）。そして、この委託内容の追加により、津下水道部は初めてカワラハンミョウの幼虫調査を行った。

なお、平成12年度委託契約による委託業務は、未だ完成していない。

第3 監査委員の判断

1 結論

請求人の陳述、関係課所の監査及び関係人の調査等から総合的に判断すると、本件委託契約は仕様書どおりに履行されなかったとは認められず、本件委託契約による委託料の支出及び平成12年度委託契約による委託料の支出はともに違法若しくは不当な公金の支出に該当するとは認められないから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

したがって、本請求については、これを棄却する。

2 結論に至った理由

(1) 請求人は、平成11年度報告書には本件昆虫類の生息域及び生息密度が示されているのみで、確認地点及び確認個体数の記録が無く、仕様書どおりの履行が行われていないと主張する。

しかし、環境保全事業団が本件昆虫類についての現地調査を行っており、確認地点については任意採集確認調査により本件昆虫類の生息を確認し、確認場所の地域を当該調査時に図面に記録している。確認個体数については本件昆虫類3種全てにつきラインセンサスを行い、調査ライン100m毎の確認個体数を現地調査野帳に記録しているのであって、確認地点及び確認個体数の記録が無いとは言えない。

また、本件委託契約による本件昆虫類についての調査は、流域下水道の浄化センター設置に伴う調査であること及び調査地域での生息数が数百匹程度の移動する比較的小さな動物についての調査であることから、目視等で確認した全ての個体についての確認地点及び全ての確認個体数が記録されていなくとも、任意採集確認調査及びラインセンサスにより生息域及び個体数を確認していれば、非合理的な調査とは言えない。

なお、平成11年度報告書は仕様書にあるように調査に基づく分析結果を取りまとめたものである。

(2) 次に、請求人は「10～30個体/約500㎡」との生息密度の表示について、観察誤差が3倍もあり杜撰な調査が行われていると主張する。

しかし、本件昆虫類についてはラインセンサスにより個体数が確認、記録されているのであって、これに基づき「5～10個体/約500㎡」及び「10～30個体/約500㎡」と生息密度が表示されているのである。

したがって、これら表示を杜撰な調査に基づく不当なものとすることはできない。

(3) カワラハンミョウの調査については、平成10年度以前の工事着手前の事後調査においても成虫の調査のみが行われていることから、本件委託契約の委託内容も成虫についての調査であると解するのが相当である。

なお、平成12年度委託契約においては契約変更を行いカワラハンミョウの幼虫調査を委託内容に追加し、当該調査を行っている。

(4) 以上のことから、本件委託契約について十分な監督・検査が行われず仕様書どおりの履行が行われなかつ

たと認めることはできず、本件委託契約による委託料の支出を違法若しくは不当な公金の支出であると認めることはできない。

- (5) 平成12年度委託契約については、本件委託契約は仕様書どおり履行されなかったと認めることができないこと、また、平成12年度委託契約による調査は仕様書の記載から評価書に計画されている工事着手前の事後調査を目的として発注されたと解されることから、本件委託契約の仕様書不履行を補完するために行われたものと認めることはできない。

したがって、平成12年度委託契約による委託料の支出も違法若しくは不当な公金の支出であると認めることはできない。

公 告

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第1項の規定に基づき、次の者を軽油引取税に係る特約業者として指定しました。

平成13年2月9日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 特約業者の氏名又は名称
オー・シー・エム東海株式会社
代表取締役 河邊 明夫
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
三重県久居市新町2852番地
- 3 特約業者の指定年月日
平成13年1月15日

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により公告します。

なお、関係書類は、三重県生活部生活課NPO室及び各県民局生活環境部に備え置いて、平成13年3月30日まで縦覧に供します。

平成13年2月9日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 申請年月日
平成13年1月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人地域づくり考房みなと
 - (2) 代表者の氏名
井上 雅文
 - (3) 事務所の所在地
四日市市天カ須賀四丁目9番19号

3 定款に記載された目的

この法人は、市民活動の発展をめざし、市民自身の手による地域づくりの活動を支援する組織として、行政や企業とパートナーシップを築きながら、市民活動団体が活動しやすい環境を整えるための事業を行い、もって市民社会の発展に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により公告します。

平成13年2月9日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 認証年月日
平成13年2月1日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人交通事故被害者支援センター
- (2) 代表者の氏名
市勢 英勝
- (3) 事務所の所在地
安芸郡安濃町大字清水59番地 5

3 定款に記載された目的

この法人は、経済的、精神的に苦しむ交通事故被害者とその家族を支援するため、無料相談および損害賠償の手続方法等、具体的な指導・支援活動に関する事業を行い、もって地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第5項の規定により、平成12年11月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表します。

平成13年2月9日

三重県知事 北 川 正 恭

製造事業所等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要											備考
				粗タンパク質	粗脂	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	水分	DCP	TDN	ME	その他	
日本配合飼料株式会社 知多工場 知多市北浜町24番地の4	株式会社鈴木飼料店	日配成鶏飼育用配合飼料LM18	12.10	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	kcal/kg	
中部飼料株式会社 本社工場 知多市北浜町14番地6	同上	マル中印ほ乳期子豚育成用配合飼料ウェルカム	12.09	19.7	5.5	1.6	5.2	1.08	0.68	11.2					
三昌物産株式会社 魚粉工場 四日市市塩浜244の1	同左	60%魚粉	12.11	60.7	9.4	0.4	21.0	-	-	6.5					
株式会社内外製粉 川越町亀崎新田77-41	同左	ふすま	12.11	16.6	4.2	8.9	4.9	-	-	11.8					

(注) 試験結果の概要の欄のなかに個別項目別の試験結果を示し、違反が認められた場合には備考欄にその内容を示す。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営ほ場整備事業明星地区第2換地区の換地計画を定めました。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成13年2月9日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成13年2月9日から同月28日まで
- 3 縦覧の場所

明和町役場

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成13年2月9日

三重県知事 北川 正 恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成13年1月18日	桑名郡長島町大字中川字屋敷附647-3	桑名郡長島町大字中川646-1 安井知宏
平成13年1月26日	員弁郡員弁町大字大泉新田字南八畝割598-2ほか2筆	員弁郡員弁町大字大泉新田560-1 水谷高明
平成13年1月31日	桑名郡多度町大字御衣野字青ヶ谷1656ほか111筆	岐阜県海津郡南濃町境430 勢濃工業株式会社 代表取締役 伊藤源一 桑名郡多度町大字御衣野字西谷2153-1 勢濃生コン株式会社 代表取締役 伊藤源一

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成13年2月9日

三重県知事 北川 正 恭

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 三重県立看護大学清掃管理業務
- (2) 委託業務場所 三重県津市夢が丘1丁目1-1
- (3) 委託業務概要 三重県立看護大学に係る清掃管理業務一式
- (4) 委託業務期間 平成13年4月1日から平成16年3月31日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」という。）第60条第3項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第6号及び第5号の事業について三重県知事の登録を受けていること。
- (4) 建築物環境衛生管理技術者を有すること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県健康福祉部医療政策課人材確保グループ
電話 059-224-2322
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
ア 交付期間 平成13年2月9日（金）から同年3月8日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
イ 交付場所 3の(1)に同じです。
- (3) 競争入札参加資格の確認
入札参加希望者は、次の期限までに、2の(2)及び(3)の名簿に登録し、かつ、競争入札参加資格確認申請書に2の(2)及び(3)の登録証写しを添付した上で3の(1)まで持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。なお、提出期限までに申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に

参加することができません。

(4) 提出期限

平成13年3月8日(木)午後4時

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成13年3月23日(金)午前10時(入札を郵送で行う場合には、平成13年3月22日(木)午後5時までに3の(1)に必着のこと。)

イ 場所 津市夢が丘一丁目1番地の1 三重県立看護大学管理棟2階会議室

(6) 開札の日時及び場所

3の(5)に同じです。

(7) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じです。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書は、本人又はその代理人が入札をするものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額とします。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とします。

エ 入札保証金

入札保証金は入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

カ 落札者の決定方法

落札者は、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者とした入札並びに規則第72条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 本件調達は、予算の議決をされるものとして公告します。

5 Summary

(1) Commissioning Authority

Mie Prefectural College of Nursing : Management of Cleaning

(2) Date and time for the opening bids and tenders

The meetings for opening bids and tenders will begin promptly at 10:00 on march 23th (It is strongly recommended that you arrive early to help the meeting run expeditiously).

Tenders submitted by registered mail must be received by 17:00 on March 22th.

(3) Managing Authority

Management Section, Medical Policy Division, 13 Komei-cho, Tsu-City, Mie Prefecture
514-8570 Japan. Tel. 059-224-2322

お知らせ

次のとおり県有財産の一般競争入札を行いますので、希望者は現物を確認し、入札説明書を熟読の上参加してください。

平成13年2月9日

三重県知事 北川 正 恭

1 売払物件

所在地	地目	地積(実測)	地積(登記簿)
津市大字藤方字東高砂1758番9	宅地	265.45㎡	265.45㎡

注意 本件売払物件の地目は宅地となっておりますが、法令上、建物は建築することはできません。

2 入札に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含みます。)
- (2) 破産者で復権を得ない者

3 現場説明の日時及び場所

平成13年2月28日(水) 午前11時 売払物件所在地

4 入札及び開札の日時及び場所

平成13年3月16日(金) 午前11時

津市広明町13番地 三重県庁1階付属棟入札室

5 入札説明書及び契約条項を示す場所

三重県津市広明町13番地 三重県庁4階 管財営繕課庁舎・財産管理グループ

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により見積額の100分の5以上の金額の入札保証金を入札開始までに納めなければなりません。

7 落札者の決定

入札価格が県の予定価格以上で、かつ、最高価格による入札者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上

9 用途の制限等

- (1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはなりません。

10 その他

詳細については、現場説明の際に説明します。

なお、入札の際は印鑑及び入札者が代理人であるときは委任状を持参してください。

11 問い合わせ先

三重県総務局管財営繕課庁舎・財産管理グループ

三重県津市広明町13番地 電話(059)224-2133

毎週火、金曜日発行

購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)

1箇月 2,700円

1箇年 32,400円

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。

http://www.pref.mie.jp/

平成13年2月9日発行

津市広明町13番地

三重県

印刷・販売 伊藤印刷株式会社

〒514-0027 三重県津市大門32-13

TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862